

令和2年度「NPO法人設立・運営相談窓口事業」企画提案募集 実施要項

1 委託事業名

NPO法人設立・運営相談窓口事業

2 事業の目的

NPO法の理念やNPO法人に関する正しい知識の周知を図り、もって市民のNPO活動への参加促進とNPO法人の健全な発展を支援するため、NPO法人の設立を検討している市民や団体に対して必要な情報の提供や助言を行い、また設立後のNPO法人に対して、定款変更をはじめ法人運営に関する助言等を行う相談窓口を設置する。

3 委託期間

令和2年4月1日（予定）～令和3年3月31日

4 委託事業の内容

- (1) 神戸市所轄のNPO法人の設立、定款変更、役員変更、解散等の手続及び内容に関する相談、決算書類作成にかかる会計事務、その他法人の運営に関する相談業務（認定に関するものを除く。）
- (2) NPO法人設立、法人運営（認定に関するものを除く。）に関する説明会の企画・開催
- (3) (1)及び(2)にかかる神戸市、他の受託者との協議、連絡調整の実施

5 募集事業者数

以下のブロックごとに事業者を1団体ずつ（計2団体）選定する。

ブロック	事業地域 ※	事業者数
東ブロック	東灘区、灘区、中央区	1団体
西ブロック	兵庫区、北区、長田区、須磨区、垂水区、西区	1団体

※ 事業地域とは

相談窓口及び説明会の実施地域を示す。相談対象は、同ブロック内に拠点を置くNPO法人等を想定しているが、他ブロックのNPO法人等からの相談を除外するものではない。

6 委託料上限額

東ブロック、西ブロックそれぞれ3,327,000円（消費税及び地方消費税含む）を上限額とする。

7 事業実施要件

- (1) NPO法人の設立、運営に関する相談窓口業務について

① 相談窓口を各ブロック内の地域に設置すること。

※ 相談窓口の設置は1箇所に限らず、利用者の利便性を考慮し、事業地域内での臨時的な設置も可能とする。

- ② 相談窓口については、次表の過去3年間の相談件数を踏まえ、必要な開設時間を確保すること。

	東ブロック	西ブロック
平成28年度	136件（74団体）	172件（85団体）
平成29年度	246件（97団体）	208件（90団体）
平成30年度	287件（134団体）	243件（115団体）

- ③ 相談窓口設置時間は、対面による相談が可能であること。
- ④ 適宜、電子メール、電話、FAX等による対応も行うこと。
- ⑤ 相談に使用する手引書は、兵庫県・神戸市が共同で発行する手引書を用いること。
- ⑥ 相談は無料であること（配付資料も含む）。
- ⑦ 相談窓口を案内するリーフレット等を作成し、広く周知すること。
- ⑧ 毎月、前月に受けた相談やその対応等について、相談ごとに、別に定める様式により神戸市に報告すること。
- (2) NPO法人設立、法人運営に関する説明会の企画・開催について
- ① 委託期間中に、法人設立や法人運営（認定に関するものを除く）に関する説明会を複数回、企画・開催すること。
- ② 説明会に必要な配付資料は適宜作成し、参加者に配付すること。また、資料の内容については事前に神戸市の確認を得ること。
- ③ 説明会参加は無料であること（配付資料も含む）。
- ④ 説明会の企画書及び実施報告書を作成し、実施前及び実施後に神戸市に提出すること。
- (3) 相談業務に関する神戸市、他の受託者との協議、連絡調整の実施について
- 年6回（原則2ヶ月に1回）の調整会議に参加し、神戸市、他の受託者と、協議、連絡調整を行うこと。また、その他本事業実施に必要な事項については神戸市及び受託者間で適宜連絡調整を行うこと。
- (4) その他、本事業の実施に当たっては、市が行う他のNPO支援施策とも連携し、効果的な支援を行えるよう努めること。

8 応募者の資格

法人格を有する団体であって、次の要件を満たすもの

- ① 各ブロックの事業地域内に相談窓口を開設できること。（※主たる事務所等の所在地は問わない。）
- ② 法人の定款において、NPO法人の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を行う旨を定めており、委託事業と同種の相談業務等を実施した実績を有すること。
- ③ NPO法、関連法令及びNPO会計基準等に精通し、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する団体であること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当しないこと。

9 応募書類の配布場所

(1) 配布場所

- ① 神戸市のホームページからダウンロードできます。
https://www.city.kobe.lg.jp/a56164/business/recruit/kikakuteian_ninsyou.html
- ② 神戸市市民参画推進局市民協働課
〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 (神戸市役所1号館17階)

(2) 配布期間

令和2年2月17日(月)まで(土日を除く)
9時から17時まで(但し、12時から13時までを除く)

10 応募方法

(1) 企画提案参加申込書兼質問書の提出

応募者は、別紙様式1に定める「企画提案参加申込書兼質問書」を作成し、提出してください。

① 提出書類

「企画提案参加申込書兼質問書」(様式1)

② 提出先

神戸市市民参画推進局市民協働課 担当：三輪
〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 (神戸市役所1号館17階)
TEL：078-322-6836 FAX：078-322-6115
E-mail：plat@office.city.kobe.lg.jp

③ 提出期限

令和2年2月17日(月)17時必着

④ 提出方法

持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

なお、行き違いがないよう、FAX、電子メールの場合は、送信後に「② 提出先」に電話で受信を確認してください。

※ 質問に対する回答は、令和2年2月25日(火)17時までに、応募者全員に電子メールまたはFAXで回答します。

※ 質問は、「企画提案参加申込書兼質問書」(様式1)以外では受け付けません。

(2) 企画提案書の提出

「企画提案参加申込書兼質問書」の提出者は、委託事業の実施についての「企画提案書」を作成し、提出してください。

※ 期限までに「企画提案参加申込書兼質問書」を提出していない場合は、「企画提案書」の提出はできません。

① 提出書類

- ・ 「企画提案書」
- ・ 「事業見積書」

※ 事業実施に係る経費の内訳を業務別に分けて記載してください。

※ A4サイズ、様式自由。ただし、別紙様式2に定める表紙をつけてください。

② 「企画提案書」への記載事項

ア 相談窓口業務について

- ・ 相談窓口業務にあたっての基本方針
(相談対応の方針、対応時に留意すること等、相談窓口業務についての考え方、基本方針について記載してください。)
- ・ 相談窓口の設置方法〔相談窓口を置く場所(住所)、開設時間帯等〕
- ・ 相談対応方法(具体的な手順)
- ・ 実施体制(相談員の人数、経験年数等)
- ・ その他、支援に関するネットワーク等関連団体との連携

イ 説明会について

- ・ テーマ、目的
- ・ 実施計画案(内容、時期、対象者、運営体制等)

ウ 本要項記載内容以外で実施する効果的な提案

③ 添付書類

ア 団体概要〔法人名、代表者、所在地、連絡先、法人の組織図(人員体制)、中間支援実績、相談員の実績〕

イ 定款

ウ 決算報告書

エ 事業報告書

オ 委託事業と同種の相談業務の実績を説明する資料

- ※ その他、適宜、パンフレット、参考となる資料を添付してください。
- ※ 決算報告書、事業報告書は、直近のものを提出してください。

④ 提出先

神戸市市民参画推進局市民協働課 担当：三輪

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1(神戸市役所1号館17階)

TEL：078-322-6836 FAX：078-322-6115

⑤ 提出期限

令和2年3月2日(月)17時必着

⑥ 提出部数

正本1部 副本8部

⑦ 提出方法

持参に限ります。事前予約の上、「④提出先」に持参してください。

11 選考・決定について

提案選考会において提案説明を実施し、本事業の委託候補者を決定します。

(1) 提案選考会の開催

日時：令和2年3月18日(水)午前を予定

場所：神戸市役所内会議室を予定

- ※ 1団体あたりの提案説明の時間は8分以内、選考委員との質疑応答の時間は8分以内とします。

※ 各団体の提案時間等については令和2年3月2日（月）以降、提案団体に連絡します。

※ 提案書を提出した団体は必ず出席してください。欠席の場合は選考対象から除外します。

(2) 委託候補者の選定方法

提出書類及び提出者による提案選考会（非公開）での提案説明を受け、選考委員による以下の項目に関する評価に基づき、候補者を決定します。選考の結果、各ブロックのいずれの応募者も以下①、②の合計点が配点の合計の5割に満たない場合は、それぞれのブロックについて候補者なしとします。また、見積価格が委託料上限額を上回った場合は評価の対象外とします。評価が同点の場合は、選考委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。

① 団体適性に関する評価

法人の事業遂行能力、委託事業への適性を、企画提案書、団体概要、定款、相談業務の実績等により評価します。（配点：40点）

② 計画性・有効性に関する評価

事業の具体性、実行性、及び相談者にとって有効な相談業務や説明会を実施できるかどうかを、企画提案書、団体の活動実績により評価します。（配点：40点）

③ 事業費の見積りに対する評価

事業費の見積りを評価します。[配点：10点。次の式によって算出します：

$10 \text{ 点} \times (\text{最低提示価格} \div \text{貴法人提示価格})$]

※ 最低提示価格とは、それぞれのブロックの全ての応募者の提示した価格のうち
の最低価格とします。

④ 地元企業に対する評価

主たる事務所等の所在地が神戸市内である場合に加点します。（配点：10点）

(3) 結果発表

後日、各応募者に対して文書により通知します。

12 その他

(1) 提出物一式は、結果にかかわらず返却しません。

(2) 企画提案書等の作成にかかる費用は、応募者の負担とします。

(3) 企画提案書について、あらかじめ提案選考会前に内容の確認（ヒアリング）を行う場合があります。

(4) 委託候補者は、神戸市と神戸市所定の「委託契約約款」に基づく委託契約を締結します。契約の詳細については別途委託候補者と神戸市との間で協議することとし、業務内容は、法令に違反しないよう留意することとします。

(5) 当該業務にかかる令和2年度神戸市一般会計予算が成立しない場合は、この提案募集に基づく契約を締結しないことがあります。

(6) 委託契約締結後、受託者は、神戸市が別途指定する日までに業務実施計画書を神戸市に提出し、承認を受けるものとします。